

三重県農業共済組合リスク管理基本方針

1. 目的

リスク管理は、三重県農業共済組合（以下、「本組合」という。）の健全かつ適切な業務運営を確保し、共済契約者に対する補償と安心を継続的に提供するために実施する。

このため、本組合が抱える各種リスクを体系的・組織的に管理するために本方針を定める。

2. 基本的考え方

業務を運営する際には必ずリスクが内在していることから、役職員全てがリスク管理の担い手であることを認識し、リスクの根源を正確に把握したうえでリスクの評価を行い、継続的なリスク管理を実施する。

3. 管理対象リスクの種類等

リスクには、事象の発現自体が事業目標達成の阻害要因になるものと、業務運営上必要な事象ではあるが運営上過大な負担となり事業目標達成の阻害要因になると見込まれるものがある。

本組合においては、共済事業特有のリスクの発生源泉に則して、以下に掲げる(1)及び(2)に大別し、さらに①から⑥のリスクの細分化し管理することとする。

(1) 資産管理の適切性にかかるリスク

①信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、この組合が損失を被るリスクをいう。

②市場リスク

市場リスクとは、金利等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動し、この組合が損失を被るリスクをいい、金利の変動に伴い損失を被る金利リスクや有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少する価格変動リスク等からなる。

③流動性リスク

流動性リスクとは、引受の減少に伴う共済掛金等収入の減少や巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされること等により、本組合が損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、本組合が損失を被る市場流動性リスクをあわせたものをいう。

(2) 業務の適切性にかかるリスク

④共済引受リスク

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金率設定時の予測に反して変動することにより、本組合が損失を被るリスクをいう。

⑤事務リスク

事務リスクとは、正確な事務を怠り、又は事故・不正等を起こすことにより、本組合が損失を被るリスクをいう。

⑥システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、組合員や本組合が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより組合員や本組合が損失を被るリスクをいう。

4. リスク管理体制

リスク管理を適切に実行するために、リスク管理意思決定組織、協議・検討組織、業務担当部署等を設置した実施体制を整備する。

管理業務の流れは別紙組織図のとおりとする。

(1) 理事会

リスク管理基本方針の制定、リスク管理規程及び管理体制の整備・改善を行い業務運営の健全性確保に努める。

(2) リスク管理委員会

リスク管理の方針や個々のリスク管理手法などの検討・協議を行い、理事会をサポートする。

(3) リスク管理部署

リスク管理の実施にかかる組織機構、業務分掌、職務権限は組織規程によるものとし、当該リスク管理の実践・検証を行う。

(4) 監査

内部監査及び監査においてリスク管理の状況を把握し健全な運営を確保するためリスク管理態勢の改善を図る。

5. リスク管理の方法

本組合のリスク管理は、次に掲げる(1)から(5)により行うこととする。

(1) リスク管理体制の整備

リスク管理部署の明確化、複数部署にわたるリスクの一元的管理、リスク管理部門による牽制機能の発揮等に留意し、有効なリスク管理が可能となる組織を整備する。また、その機能を有効に発揮できるように、適切な要員配置、人材育成を図る。

(2) リスク管理基本方針等の整備

① リスク管理基本方針及び各リスクの管理規程

各種リスクを管理するために、組織的に承認されたリスク管理基本方針の具現化のための管理規程を整備する。

② 危機管理計画

災害等に備えて、農業共済団体非常災害対応指針に則し、災害対応要領等関係規程を整備する。なお、災害対応要領等関係規程をこの組合の危機管理計画と位置付ける。

③ セキュリティポリシー

情報資産保護のため、この組合のセキュリティポリシーを整備する。なお、この組合のセキュリティポリシーは、別途定める「情報セキュリティ基本方針」、「情報管理規則」、「情報管理細則」を合わせたものとする。

(3) リスク管理の実施

リスク管理は、各リスクの管理規程、危機管理計画及びセキュリティポリシーに則り、秩序をもって組織的、継続的に実施する。

(4) リスク管理にかかる情報伝達

各種リスクの管理にかかる取組状況について定期的に理事会に報告する。

(5) リスク管理に基づく業務運営と継続的改善

理事会は、報告されたリスクにかかる情報に基づき業務の運営を行うとともに、リスク管理態勢の整備・改善に活用する。

6. 方針・規程の体系

リスク管理に関する方針・規程は、原則として本方針及び各リスクの管理規程並びに危機管理計画及びセキュリティポリシーをもって構成する。

7. 改正手続

この方針の改正は、理事会において定める。

8. 制定・実施

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日制定から実施する。

2 令和 5 年 2 月 24 日改正の方針は、改正のあった日から実施する。

3 令和 6 年 11 月 27 日改正の方針（5、7、8、リスク管理にかかる諸基準体系）は、改正のあった日から実施する